

3. 学校防犯に関する計画及び対策の評価

3-1 評価システム

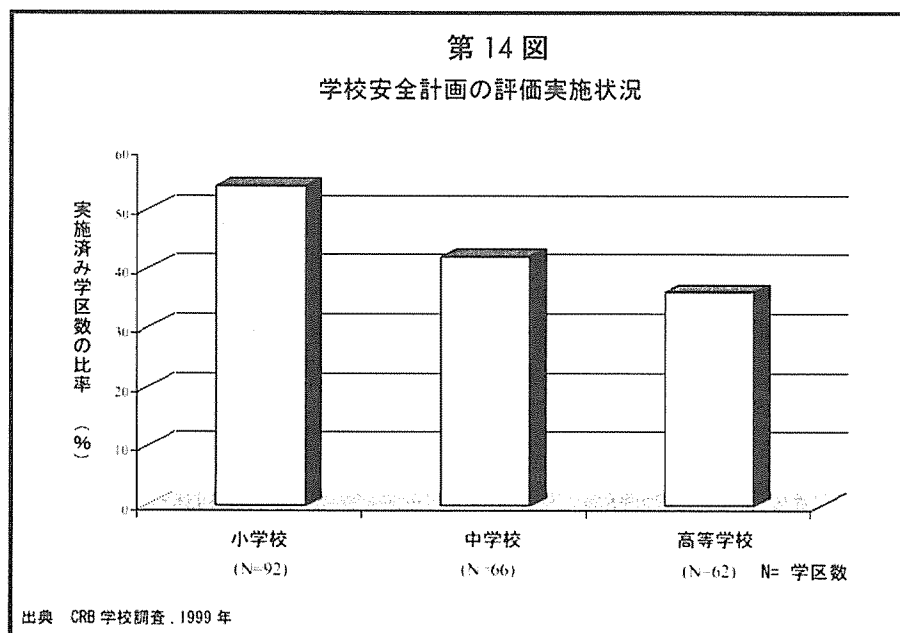
3-1-1 シミュレーション「加」

インディアナ州では州教育長と州教育局がインディアナポリス法執行部門と協力して、学校内人質事件のシミュレーションを実施している。

3-1-2 カリフォルニア州における学校安全計画の評価「加」

学校は、学校安全計画が適切に更新され実行されるために、少なくとも1年に1回は評価し改正することが求められている。

しかしカリフォルニア州調査局（CRB）学校調査によると、第14図に示すとおり州内の多くの学区では学校安全計画の評価を実行していない。評価の意図は、学校安全計画に記載されている諸活動が計画の目標達成に有効かどうかを測定することにある。法律は学区に対して2000年1月1日までに計画の完備を定めたが、評価については期限の要件がない。しかし評価を済ませていない学校も早急に評価を実施すべきであろう。



3-1-3 学校犯罪予防実施計画の評価「加」

多くの学校暴力予防実施計画には評価や結果情報が欠落している。

一例を挙げると、州はこれまでパイロット的な実施計画に対して資金を提供してきたが、何が成功で何が不成功であったかを示す結果証明ができていない。最近の調査では、広く採用されている「薬物乱用に対する抵抗計画：DARE」は、少年暴力の第一原因である薬物乱用の減少に効果がないことが示されている。寧ろ経験的なデータベースの方が、学校内暴力や薬物乱用の抑制に対して何が効き何が効かないかの尺度になるかもしれない。

暴力や犯罪の減少のために学区が使用している各種実施計画を直接評価できる方式作成のために、立法府は専門家によるタスクフォースの指名を求めるかもしれない。

タスクフォースのメンバーとしては、学界専門家、実行計画管理者、学区職員、並びに教育局代表者が含まれるかもしれない。タスクフォースの目標は、データに指向した監査、自己報告調査 (Self-reporting Survey)、生徒と学校の結果を評価する追跡システムを含む評価過程のモデルを確立することになるだろう。評価は「予防活動によって何が変わったか?」という質問に回答を出せるかもしれない。これらの情報は学区と共有され、結果として学区は限られた資金をより一層有効に支出できるようになるだろう。

3-1-4 「衝突解決」のための実施計画 (Conflict Resolution Programs) 「加」

一般的にあって、カリフォルニア州内の各学区では衝突解決実施計画の効果を定量的には評価できていない。その実施計画受講中の生徒の達成状況に関する結果評価尺度があるわけではなく、その実施計画を受講した生徒に対するフォローアップ調査が行われているわけでもない。しかも、衝突解決カリキュラムを使用している学校と使用していない学校とを比較するための実施計画関連データはなく、校内での殴打・婦女暴行などの学校犯罪発生率を全国的に比較するデータもないのである。

3-1-5 学校暴力予防のための実施計画 「加」

これら犯罪・暴力予防戦略のいずれもが、学校内暴力の減少を実際に証明するための達成状況の直接評価尺度または成果評価項目を備えていない。これまでに実施された評価報告はどれもが物語的で、しかも生徒の自己評価 (Self-assessment) に基づくものである。

「カリフォルニア学校安全評価」報告によると、カリフォルニア州の各学校における薬物・アルコール違反及び殴打・婦女暴行犯罪の発生率は、過去3年の間に全国発生率に比べて減少したとのことである。だが、カリフォルニア州における暴力予防実施計画が、暴力または生徒同士の衝突の減少に何らかのインパクトを与えたかどうかは容易に決めがたい。また最近の全国調査によると、多くの対薬物実施計画は効果がなかったということだ。特に「薬物乱用に対する抵抗教育 (Drug Abuse Resistance Education)」は、そのカリキュラムを受講した生徒と受講しなかった生徒で薬物使用状況を調べた結果、受講生徒の薬物乱用を低減できたようには特に見受けられない。

3-1-6 暴力的行動が生ずる背景の分析 「加」

学校コミュニティは、暴力や問題行動を引き起こす背景要素の機能解析を行って、学校としての指導・介入の有効性の向上に努めるべきである。適切な指導・介入の道筋を決定するには、生徒の年齢、文化的背景、家庭の経験並びに家庭が持つ価値観を検討する必要がある。指導・介入についての決定は、指導・介入が有効に実施される可能性を確保するために、妥当性の規準 (Standard of Reasonableness) で評価する。

3-2 是正・改善

1974年の春、検事総長と公立教育長は「学校における衝突と犯罪の予防」に関する臨時タスクフォースを結成した。その触媒となったのは、特にロサンゼルス諸学校におけるキャンパス内での非行集団行為、暴力と婦女暴行（Assault）の増加、並びに規律と管理の一般的な問題に関する懸念であった。タスクフォースの結論は、学校と犯罪裁判官（Criminal Justice Officials）との間に協力関係がほとんどなかったこと、予防行為と危機対策が存在していなかったこと、学校が関係した犯罪の報告制度が貧弱で統一的に規定されておらず州全体に命令されていなかったというものであった。「加」

こうした事態を是正・改善していくことが重要である。

3-2-1 薬物乱用に対する抵抗教育の見直し「加」

「薬物乱用に対する抵抗教育」は現在見直しが行われている。この実施計画に対する評価結果の多くが、これが青少年の薬物使用を減らすことにあまり効果を上げていないと判断している。

米国法務省の調査官は、「薬物乱用に対する抵抗教育」のカリキュラムでは生徒たちの薬物使用を減らすことはできないと結論づけている。この報告書はこの「抵抗教育」を、「社会学習と生活学習の知恵」を使用している更に総合的な実施計画の一部として見直すべきだと勧告している。1991年以来、米国法務省は40億ドル以上の資金を各州の薬物予防計画に交付してきた。だが各州の多くの学区が採用している薬物予防計画は効果を上げていないというのが最近の評価なのだ。